

平成23年度 役員の退任について

退任参与（平成23年5月20日にて任期満了）・・・ 馬場富雄 A29 浅井利夫 E31 友松英爾 D30

平成23年度 役員名簿

理事(25)

篠田 陽史 M33	水谷 尚美 D42
張田 吉昭 M43	木越 正司 C44
二村 幸夫 K39	北村 正 Es48
西野 洋一 K53	樋口 真弘 W61
服部 桂 M41	道家 清正 Y30
森川 民雄 W45	緑 静男 D42
生嶋 一丈 K39	三井 富雄 A39
葛島 隆二 C49	川村 信之 E53
阿部 完二 D41	三好 修 A40
坂井 利充 C42	藤原 康宏 E36
三木 敏裕 E48	近藤 隆彦 B52
島ノ上正憲 M29	玉田 欽也 W32
楠田 修三 A50	

監事(2)

清水 益文 F44	伊藤 要蔵 B42
-----------	-----------

参事(20)

	学 内	学 外
C	藤田 素弘 C60	安藤 裕康 C48
A	麓 和善 A54	水谷 友彦 A42
M	中村 隆 M50	大西 一 M49
E	菊間 信良 Es57	安藤 幹人 E57
W	高木 幸治 W⑤	泉地 正章 W44
D	森 秀樹 D52	伊藤 豪 D41
Y	本多 沢雄 ZY⑥	山田 哲正 Y47
K	小坂 井孝生 K49	野々山秀夫 K45
F	種村 眞幸 F56	小鍛治 正 F46
B	仁科 健 B50	加藤 英明 B48

支部長(20)

北海道	三田村好矩 F41
東 北	栗村 滋雄 C29
東 京	張田 吉昭 M43
甲信越	茅野 正澄 K55
静 岡	山之上 誠 C49
三 河	近藤 隆彦 B52
名古屋	水谷 尚美 D42
尾 張	玉田 欽也 W32
岐 阜	○ 山中茂樹 A34
北 陸	山岸憲一郎 K33
三 重	松林 万行 D48
大 阪	木越 正司 C44
兵 庫	楠田 修三 A50
岡 山	宮崎 勝秀 A45
広 島	菱川 躬行 E34
山 陰	糸賀 輝穂 C51
香 川	細谷 芳照 C53
徳 島	後藤田啓造 M38
高 知	山崎 健司 A54
九 州	喜多村治雄 M40

評議員

北海道(1)	田上 利明 C47	
東 北(3)	斎藤 文伸 A51	島本 英明 C48
	中村 善吉 K35	
東 京(16)	原田 龍次 C45	松田 和繁 C55
	小松 信春 A49	北野 良幸 M46
	松浦 明人 M47	加藤 勝英 E39
	平手 孝士 Es42	下前 哲夫 E39
	岡本 利郎 D44	三山 雅敏 D38
	倉島 俊二 W38	日沖 昭 Y40
	須賀 久明 K43	嶋 昇平 F47
	阪井 眞人 K46	濱野 勝弘 B42

甲信越(3)	三浦 市郎 C56	塚平 正廣 ㊟23
	樋口 順 C48	
静 岡(2)	藤井義磨郎 Es49	榊原 学 F48
三 河(7)	中島 和彦 Y58	吉木 満 W56
	藤田 聡 D60	佐藤 章雄 F52
	西 保幸 M51	山田 雄一 M②

名古屋(28)	山本 有彦 F63	兼岩 孝 C54
	川崎 昭弘 C52	内藤 克己 A43
	脇本 英夫 C57	辻 俊博 M46
	荒金 謙一 A45	伊藤 克彦 M57
	富田 庸公 M①	菊間 信良 Es57
	江川 孝志 Es55	岩波 保則 E51
	杉本 昌稔 E50	長谷川隆男 W38
	重野 拓郎 E62	大橋 聖一 D45
	杉本 英樹 W⑥	牛田 邦裕 Y51
	村瀬 由明 D53	江崎 正啓 K47
	多賀 茂 Y62	守田 賢一 F47
	林 昭二 K46	小澤 幸男 B43
	市川 洋 F56	松尾 啓志 J58
	鷺見 克典 B63	小鹿 良雄 ㊟23
	石橋 豊 J56	立石 吉行 M44
尾 張(3)	中村 啓之 A41	
	服部 重夫 Y43	
岐 阜(3)	堤 喜治 M45	亀山義比古 A43
	篠田 洋 D36	
北 陸(3)	馬場 清和 M44	森 悦次 K46
	吉岡 正盛 B58	
三 重(3)	和田 一人 D57	永田 朝光 E47
	北川 貴志 C50	
大 阪(12)	坂尾 健司 F55	末利 鏡意 D41
	土田 公司 K40	片岡 宏治 Y40
	布施順之助 B42	玉水 新吾 A51
	原尾 則行 E47	西川 宣昭 W40
	山本 泰三 M39	奥村 茂樹 W48
	田中 耕嗣 G52	小西日出幸 C55
兵 庫(3)	前田多津夫 A38	香取 英明 F58
	上村 芳夫 M55	
岡 山(2)	虫明 正博 K59	中村 浩巳 A54
広 島(1)	菱川 躬行 E34	
山 陰(2)	土肥 美実 C57	森下 博 C56
香 川(1)	浅野 啓三 F60	
徳 島(1)	中井 弘明 M43	
高 知(1)	山内 健 C53	
九 州(3)	今村 賢三 A38	喜多村治雄 M40
	安達 高春 A46	

相談役(7)

井上丈太郎 E13	森 眞佐雄 ㊟20
伊藤 正延 D30	金原 淑郎 M25
藤原 俊朗 K31	市川日出男 D32
牛込 進 Y33	

参 与(12)

日比 貞雄 W35	早原 悦朗 E37
佐藤 太英 E32	大橋 照男 K36
宇佐美貞夫 F40	秋山 敏郎 C33
北村 健治 B40	石川 金治 C33
横田 章宏 D33	小田征一郎 E36
河辺 彰 K40	加藤 作次 C40

顧 問(4)

河本 毅一 C32	戸 莉 吉孝 F39
飯田 秀郎 W33	星野 三郎 M35

○：新役員

一般社団法人名古屋工業会の定款案について

〔一般社団法人の定款案のポイントについて〕

(1) 法人の名称について(第 1 条)

- ①「一般社団法人」を個別名称の前に付けることが法定された。
- ②個別名称については、会員の投票結果に基づき名古屋工業会と決定する。

(2) 会の目的・事業について(第 3・4 条)

会の目的・事業を母校の支援と会員交流とする。

(3) 会員について(第 5 条)

① 現行の正会員のほかに、特別会員及び名誉会員で会費を納めた者を正会員とし、新たにこの法人の事業に賛同する団体(単科会、クラブ OB 会、技術士会、同期会等)を構成員に加える。

② 代議員制度の導入 新法人法では総会の成立要件が構成員の 1/2 以上と規定されたため、総会の成立が困難となった。このため代議員制度を導入する。

代議員は、各支部から 1 名及び各支部の正会員概ね 150 名に 1 名程度を選出し、立候補者とあわせて投票により決定することを検討している。ただし、行方不明者及び年会費の 3 年以上未納者は選挙人名簿から除外することを検討している。

(4) 役員について(第 11 条)

理事会に機動性を持たせるため理事の人数を絞り、理事長、副理事長、常務理事等の 6 名程度で構成する(監事は理事会に出席する義務がある。)こととし、実質的な会の運営については運営委員会で審議することとしたい。

(5) 総会(第 19・20 条)

- ①総会は社員(代議員)で構成し、定期総会と臨時総会とする。
- ②従来の通常総会は会員総会とし、社員総会での決定事項の報告と、記念品贈呈等の行事を行なう。

(6) 最初の役員について(附則 2)

一般社団法人の設立登記は、認可後 2 週間以内に行なうこととなっており、その間に役員を選出する総会の開催ができないので、最初の役員を停止条件付で定款に定めておく必要がある。

(7) その他

この定款案は、移行認可申請のため関係庁と打合せを行う段階で修正が必要となる場合があることを承知願いたい。



感謝状と記念品贈呈



懇親パーティー

一般社団法人名古屋工業会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名古屋工業会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人名古屋工業大学(以下「名工大」という。)における教育研究の支援を行なうとともに会員相互の連絡啓発を行い、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 名工大の教育研究活動の助成
- 二 名工大の学生に対する支援
- 三 研究会及び講演会等の開催
- 四 会誌及び学術図書の刊行
- 五 会員名簿の管理
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員 元名古屋高等工業学校(附設高等夜間部を含む)、元名古屋工業専門学校、名古屋工業大学(元付属短期大学部、工業教員養成所、臨時教員養成所を含む)、元愛知県立工業専門学校の卒業生(中途退学者を含む)及び第3号、第4号に該当する者で、別に定める会費を納めた者
 - 二 学生会員 名工大に在学する学生で、別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納めた者
 - 三 特別会員 第1号に定める学校の教職員であった者及び現に教職員である者
 - 四 名誉会員 第1号に定める学校の校長又は学長であった者及び名工大の学長である者
 - 五 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は企業で、会費等を納めた者
 - 六 会友 この法人の事業に賛同する団体
- 2 この法人の社員は、支部ごとに概ね正会員150人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。代議員の数は別に定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行なう。代議員選挙を行うために必要な事項は別に定める
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員に立候補することができる
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない
- 6 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議の取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

7 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会金を添えて入会申込書を提出し、理事長の承認を得るものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会費を3年を超えて滞納したとき
- 三 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 四 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき又は会員である団体が解散したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総正会員の同意があったとき

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においてその会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 四 その他正当な理由があるとき。

2 理事長は、前項により除名が議決されたときは、その会員に通知する。

(除名に伴う権利義務等)

第10条 会員が、前条の規定により除名されたときは、この法人に対する権利義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 既納の会費等は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び人数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 3名以上10名以内
- 監事 2名

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事のうち1名を理事長、4名を副理事長、1名を常務理事とし、理事長を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選任する。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名

した順序によりその職務を代行する。

- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
- 5 理事長及び業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第14条 監事の職務及び権限は、法人法第99条から第104条の定めるところによる。

(任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員は、いつでも総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その場合の額については別に定める。

(その他の役員)

- 第18条 この法人に、必要に応じて理事、監事以外の役員を置くことができる。
- 2 その他の役員に関する事項は、別に定める。

第4章 総会

(種類)

第19条 この法人の総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第20条 総会は、社員で構成する。

- 2 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第21条 定期総会は、次の事項を決議する。

- 一 役員の選任及び解任
- 二 常勤役員の報酬の額
- 三 定款の変更
- 四 事業計画及び予算
- 五 事業報告及び決算
- 六 会員の除名
- 七 長期借入金並びに重要な財産の取得及び処分
- 八 解散及び残余財産の処分
- 九 理事会において、総会に付議した事項
- 十 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 理事が必要と認め、理事会で招集の議決をしたとき
 - 二 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事

項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第23条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 定期総会及び第22条第2項第1号の臨時総会の議長は理事長とし、第22条第2項第2号の臨時総会の議長は、出席社員の互選による。

(定足数)

第25条 総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、あらかじめ書面をもって表決又は他の社員に表決の代理人を委任した者は、出席したものとみなす。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するものを除き、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決することによる。

- 2 前項の規定に関らず次の議決は、出席した社員の3分の2以上をもって決する。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第27条 総会の議事は議事録を作成し、議長及び出席者代表理事2名が署名捺印の上、これを保存する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会をおく。

- 2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- 一 通常総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- 二 規則の制定、改廃に関する事項
- 三 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 四 理事の職務執行の監督
- 五 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事長以外の3分の2以上理事から、会議の目的を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- 三 法人法第102条第2項の規定により、監事が召集の請求をしたとき。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第 32 条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 33 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の議決することによる。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事は議事録を作成し、議長及び監事が署名捺印の上これを保存する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の種類)

第 35 条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- 一 財産目録に記載の財産
- 二 入会金及び会費
- 三 事業収入
- 四 資産から生じる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(財産の管理運用)

第 36 条 この法人の財産の管理運用は理事長が行なうものとし、その方法は理事会の議決による。

2 財産の運用方法は別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を経て定期総会で議決するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受けて理事会の承認を経た上で、定期総会で議決するものとする。

2 理事長は、定期総会で議決された書類を、直ちに公告するものとする。

3 公告の方法は、電子広告及び主たる事務所の公衆の見やすい場に掲示する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 39 条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する場合を除き、総会で 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。重要な財産の処分又は譲り受を行なうとする場合も同じとする。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計原則)

第 41 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 会計に関する規程は別に定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において 3 分の 2 以上の議決により変更す

ることができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会において 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(剰余金又は残余財産の処分)

第 44 条 この法人の剰余金又は解散による残余財産は、総会の議決により名工大または公益社団及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体へ寄付するものとする。

第 8 章 委員会等

(委員会)

第 45 条 理事長は、この法人の事業を推進するために必要があると認めたときは、委員会を設置することができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任命する。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 47 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、積極的に情報公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 48 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 10 章 補則

(その他)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決による。

附則

1 この定款は、法人法及び認定法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は次のとおりとし、その任期は平成 25 年度末を事業年度とするものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。

理事長

副理事長

常務理事

監事

3 法人法及び認定法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行った時は、第 41 条の規定に関らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。